「権利の濫用」、「公の秩序又は善良の風俗」の用例

法律及び政令において、「権利の濫用」という字句を用いている用例は6件、「公の秩序又は(若しくは)善良の風俗」という字句を用いている用例は39件あり、その内容は、別紙のとおりである。

これらの用例のほとんどが、行政庁に対する請求行為とは関連しないものであり、行政庁に対する請求行為に関連するものとしては、刑事確定訴訟記録法が挙げられる。

〇刑事確定訴訟記録法

(保管記録の閲覧)

- 第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録(刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。)を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。
- 2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録(第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。)を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。
 - 一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。
 - 二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。
 - 三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれが あると認められるとき。
 - 四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。
 - 五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。
 - 六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者 の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。
- 3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。
- 4 保管検察官は、保管記録を閲覧させる場合において、その保存のため適当と認めるときは、原本の閲覧が必要である場合を除き、その謄本を閲覧させることができる。

(閲覧者の義務)

第六条 保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穏を害する行為をしてはならない。

<解説>

刑事確定訴訟記録法では、訴訟記録の閲覧の請求があったときは、保管検察官は、閲覧制限事由に該当しないときは、保管記録を閲覧させなければな

らないと規定されている。

閲覧制限事由とは、訴訟記録が、その性質上、被告人のみならず、多数の事件関係者・訴訟関係者の名誉、プライバシーにかかわる事項を含み、また犯罪の手段等を詳細に明らかにしていることに鑑みて、その閲覧を制限することにより保護すべきものとしている利益(善良の風俗、関係者の名誉等の利益)に着目して設けられたものであり、その例としては、以下に掲げるものがある。

なお、訴訟記録の一部について、閲覧制限事由に該当すると認められ、それ以外の部分については閲覧制限事由に該当しないと認められるときは、閲覧制限事由に該当しない部分を閲覧させなければならない。

① 保管記録を閲覧させることが、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ があると認められるとき

『注釈 刑事確定記録訴訟法』において、「「公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれ」とは、例えば、公衆を直接に騒擾その他の犯罪の実行にあおるおそれがある場合、犯罪を助長し、又は誘発するおそれがある場合、あるいは猥せつ等人心に不良の影響を及ぼすような状態が引き起こされる危険があることをいう。具体的には、例えば、損害保険の代理店の使用人から、仮装の交通事故による保険金騙取の事実に係る詐欺被害事件の訴訟記録について、理由を「仕事上の興味」として閲覧の請求があった場合、極めて巧妙な弁護士法違反事件の訴訟記録について、理由を「社会勉強のため」として閲覧の請求等があった場合等が挙げられる」(押切謙徳、古江頼隆、皆川正文(昭和63年)『注釈 刑事確定記録訴訟法』ぎょうせい)との解説がある。

- ② 保管記録を閲覧させることが、犯人の改善及び更正を著しく妨げるおそれがあると認められるとき
- ③ 保管記録を閲覧させることが、関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき

『注釈 刑事確定記録訴訟法』において、「「関係人の名誉を著しく害することとなるおそれがある」場合としては、具体的には、もっぱら人のプライバシーに関する記事を掲載している週刊誌の記者が、夫婦関係の破綻を原因として惹き起こされた殺人等被告事件の訴訟記録について、記録の内容を週刊誌に掲載するために閲覧の請求をした場合」等が挙げられる。

また、「「生活の平穏を著しく害することとなるおそれがある」場合としては、例えば、閲覧の請求をした者が、事件の被害者が他人に知られたくないような被害を受けたことを被害者の近親者に告げるなどするおそれがあると認められる場合等が挙げられる」との解説がある。

このように、刑事確定訴訟記録法においては、閲覧の請求をした者の職業等の身分や閲覧の目的を勘案して、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるかどうかを判断することも想定されており、刑事確定訴訟記録法施行規則において様式が定められている保管記録閲覧請求書には、請求日、請求者の住所、氏名、年齢、裁判を受けた者の氏名や罪名、判決年月日等の他、請求者の職業、閲覧目的、請求者と裁判を受けた者との関係を記載することとされている。

「権利の濫用」の用例

〇武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年六月法律 第百十六号)

(証拠の取調べ)

- 第五十条 外国軍用品審判所は、申立により、又は職権で、必要な証拠を取り調べることができる。
- 2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百四十三条から第百四十七条まで、第百四十九条、第百五十四条から第百五十六条まで、第百六十五条及び第百六十六条の規定は、外国軍用品審判所が、審判に際して、参考人を審問し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。この場合において、同法第百四十三条及び第百六十五条中「裁判所」とあるのは「外国軍用品審判所」と、同法第百四十三条、第百四十四条、第百四十五条第一項中「証人」とあるのは「参考人」と、同法第百四十三条、第百四十四条及び第百四十五条第一項中「尋問する」とあるのは「審問する」と、同法第百四十九条ただし書中「、証言の拒絶が被告人のためのみにする◆権利の濫用◆と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。)その他裁判所の規則で」とあるのは「その他外国軍用品審判所が」と、同法第百五十五条第一項中「尋問しなければ」とあるのは「審問しなければ」と読み替えるものとする。

〇刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号)

- 第百五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする◆権利の濫用◆と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。)その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。
- 第百四十九条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする◆権利の濫用◆と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。)その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

〇政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 1~4 (略)

5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が◆権利の濫用◆又は 公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつ た日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求 に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた 場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6~22 (略)

(所掌事務)

第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~五 (略)

- 六 第十九条の十六第五項に規定する◆権利の濫用◆又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき委員会に属させられた事務 2 (略)

〇民法 (明治二十九年法律第八十九号)

(基本原則)

- 第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 ◆権利の濫用◆は、これを許さない。

「公の秩序又は(若しくは)善良の風俗」の用例

○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)

(登録の拒否)

- 第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは その添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けてい るときは、その登録を拒否しなければならない。
 - 一·二 (略)
 - 三 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は 提供を受けることができる役務が、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害し、又は害するおそれが あるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない法人

四~九 (略)

- 2 (略)
- 〇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)

(公益認定の基準)

- 第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法 人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。 一~四 (略)
 - 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわ しくないものとして政令で定めるもの又は◆公の秩序◆若しくは◆善良の風俗◆を害するおそれの ある事業を行わないものであること。

六~十八 (略)

〇法の適用に関する通則法 (平成十八年法律第七十八号)

(法律と同一の効力を有する慣習)

第三条 ◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する。

(公序)

- **第四十二条** 外国法によるべき場合において、その規定の適用が◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反するときは、これを適用しない。
- 〇仲裁法 (平成十五年法律第百三十八号)
- **第四十四条** 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。

一•二 (略)

三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令(その法令の◆公の秩序◆に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。

四•五 (略)

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の◆公の秩序◆に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。

七 (略)

八 仲裁判断の内容が、日本における◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反すること。

 $2 \sim 8$ (略)

〇仲裁法 (平成十五年法律第百三十八号)

(仲裁判断の承認)

- 第四十五条 仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合(第一号から第七号までに掲げる事由にあっては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。)には、適用しない。
 - 一•二 (略)
 - 三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の◆公の秩序◆に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。

四•五 (略)

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の◆公の秩序◆に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。

七・八 (略)

九 仲裁判断の内容が、日本における◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反すること。

3 (略)

〇外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)

(外国倒産処理手続の承認の条件)

- 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てを 棄却しなければならない。
 - 一・二 (略)
 - 三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における◆公の秩 序◆又は◆善良の風俗◆に反するとき。

四~六 (略)

〇民事訴訟法 (平成八年法律第百九号)

(外国裁判所の確定判決の効力)

- **第百十八条** 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。
 - 一•二 (略)
 - 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反しないこと。
 - 四 (略)

〇保険業法 (平成七年法律第百五号)

(免許審査基準)

- **第五条** 内閣総理大臣は、第三条第一項の免許の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかど うかを審査しなければならない。
 - 一•二 (略)
 - 三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 保険契約の内容が、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害する行為を助長し、又は誘発するお それのないものであること。

ニ・ホ (略)

四 (略)

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 1・2 (略)

- 3 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があったときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうと する業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その承認をしなければならない。
 - 一 当該業務の内容が、次のイ又は口に該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。

イ 当該業務の内容が、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがあること。

口 (略)

二 (略)

 $4 \sim 6$ (略)

(登録の拒否)

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一~四 (略)

五 第二百七十二条の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に 適合しない株式会社等

イ・ロ (略)

ハ 保険契約の内容が、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害する行為を助長し、又は誘発するお それのないものであること。

ニ・ホ (略)

六~十二 (略)

2 (略)

(少額短期保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十二条の三十九 1・2 (略)

- 3 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があったときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうと する業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。
 - 一 当該業務の内容が、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがあること。
 - 二 (略)

 $4 \sim 6$ (略)

〇刑事確定訴訟記録法 (昭和六十二年法律第六十四号)

(保管記録の閲覧)

第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録(刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限

- る。次項において同じ。)を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。
- 2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、 次に掲げる場合には、保管記録(第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。)を閲覧させな いものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求 があつた場合については、この限りでない。

一•二 (略)

三 保管記録を閲覧させることが◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害することとなるおそれがあると認められるとき。

四~六 (略)

3 • 4 (略)

(閲覧者の義務)

- 第六条 保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、◆公の秩序◆若しくは◆善良の風俗◆を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穏を害する行為をしてはならない。
- ○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)

(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判(刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除 く。)で◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反するものは、その効力を有しない。

〇特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号)

(特許を受けることができない発明)

第三十二条 ◆公の秩序◆、◆善良の風俗◆又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

(出願公開)

第六十四条 (略)

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一~三 (略)

- 四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項

七・八 (略)

3 (略)

第七十一条 1・2 (略)

3 第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文、第百三十二条第一項及び第二項、第百三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三十五条、第百三十六条第一項及び第二項、第百三十七条第二項、第百三十九条、第百四十四条まで、第百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、第百四十五条第二項から第五項まで、第百四十六条、第百四十七条第一項及び第二項、第百五十条第一項から第五項まで、第百五十一条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項、第百五十七条並びに第百六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第百四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第百五十一条中「第百四十七条」とあるのは「第

百四十七条第一項及び第二項」と、第百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4 (略)

(審判における審理の方式)

第百四十五条 $1 \sim 4$ (略)

5 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、◆公の秩序◆又は◆ 善良の風俗◆を害するおそれがあるときは、この限りでない。

(国内公表等)

第百八十四条の九 (略)

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

 $-\sim$ 四 (略)

五 第百八十四条の四第一項に規定する明細書及び図面の中の説明の翻訳文に記載した事項、同項に 規定する請求の範囲の翻訳文(同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻 訳文)及び同条第四項に規定する翻訳文に記載した事項、図面(図面の中の説明を除く。)の内容並 びに要約の翻訳文に記載した事項(特許公報に掲載することが◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を 害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

六・七 (略)

 $3 \sim 7$ (略)

(証明等の請求)

第百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類 の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付(第三項において「証明等」という。)を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

→~□ (略)

五 ◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがあるもの

 $2 \sim 5$ (略)

〇実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号)

(実用新案登録を受けることができない考案)

第四条 ◆公の秩序◆、◆善良の風俗◆又は公衆の衛生を害するおそれがある考案については、第三条 第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

〇意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号)

(意匠登録を受けることができない意匠)

- **第五条** 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
 - 一 ◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがある意匠
 - 二•三 (略)

(証明等の請求)

第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

六 ◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがあるもの

 $2 \sim 4$ (略)

〇商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号)

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。 一~六 (略)

七 ◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがある商標

八~十九 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(出願公開)

- **第十二条の二** 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。
- 2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に 掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害 するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。 一~五 (略)

(商標権の設定の登録)

第十八条 $1 \sim 3$ (略)

4 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報(以下「商標掲載公報」という。)の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれがある書類又は物件及び◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

5 (略)

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一•二 (略)

三 ◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれがあるもの

 $2 \sim 4$ (略)

○道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)

(供用の拒絶等)

第五条 1・2 (略)

3 会社は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる場合を除き、高速道路の供用を拒絶してはならない。

一~= (略)

四 当該供用が法令の規定又は◆公の秩序◆若しくは◆善良の風俗◆に反するものであるとき。

〇自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)

(農業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済規程の審査等)

第二十七条 行政庁(農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。)は、責任共済の事業(責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済(以下「再共済」という。)の事業又は再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済(以下「再再共済」という。)の事業を含む。以下同じ。)を行おうとする農業協同組合等に対し、同法第十一条の七第一項の規定により責任共済の事業に

ついての共済規程の承認を行おうとする場合には、当該農業協同組合等が第一号及び第二号に掲げる 基準に適合するかどうか並びに当該共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は 共済掛金に係るものが第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一•二 (略)

三 共済規程に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 共済契約の内容が、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害する行為を助長し、又は誘発するお それのないものであること。

ニ~へ (略)

2 · 3 (略)

○奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)

(民事訴訟等に関する経過措置)

第七条 (略)

2 現地裁判所の確定の裁判で、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反するものは、前項の規定にかかわらず、その効力を有しない。

〇道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号)

(運送引受義務)

第十三条 一般旅客自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。)は、 次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

一~三 (略)

四 当該運送が法令の規定又は◆公の秩序◆若しくは◆善良の風俗◆に反するものであるとき。

五・六 (略)

(供用義務)

第六十五条 自動車道事業者は、左の場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。 一~四 (略)

五 当該供用が法令の規定又は◆公の秩序◆若しくは◆善良の風俗◆に反するものであるとき。 六 (略)

〇相続税法施行令 (昭和二十五年政令第七十一号)

(管理処分不適格財産)

第十八条 法第四十一条第二項に規定する政令で定める財産は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 不動産 次に掲げるもの

イ~ヌ (略)

ル ◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害するおそれのある目的に使用されている不動産その他社 会通念上適切でないと認められる目的に使用されている不動産として財務省令で定めるもの

ヲ (略)

二•三 (略)

〇海上運送法 (昭和二十四年法律第百八十七号)

(運送の引受義務)

第十二条 一般旅客定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送を拒絶しては

ならない。

- 一 当該運送が法令の規定、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反するとき。
- 二•三 (略)

〇政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 $1 \sim 4$ (略)

5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は◆公の秩序◆若しくは◆善良の風俗◆に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

$6 \sim 11$ (略)

- 12 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る 少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
 - 一 当該開示請求が第五項に規定する権利の濫用又は◆公の秩序◆若しくは◆善良の風俗◆に反する と認められる場合に該当するとき。
 - 二 第六項ただし書の規定により、国会議員関係政治団体から第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があつたとき。

 $13\sim 22$ (略)

(所掌事務)

第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~五 (略)

六 第十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は◆公の秩序◆若しくは◆善良の風俗◆に反する と認められる場合についての具体的な指針を定めること。

七 (略)

2 (略)

〇日本国憲法(昭和二十一年憲法)

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

○2 裁判所が、裁判官の全員一致で、◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

〇民法 (明治二十九年法律第八十九号)

(公序良俗)

第九十条 ◆公の秩序◆又は◆善良の風俗◆に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。